管理コード	要望事項 (事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・ 関係官庁
110020	商工会議所地区の重複認定	商工会議所法第8条、第9条の2及び第15条 第二次を第2次を第15条 商工会法第7条、第 8条及び第13条	商工会議所及び商工会は、いずれも 「地区内における商工業の総合的な改 高券達」返び「社会一般の福祉の増進 に賃すること注目的とした地域団体で あるため、その地区は他の商工会議所 又は商工金の地区と地位を連載してはならな いこととしている。	第4項の規定にかかわらず、「地区の重複を認	体を立ち上げ活動を行っているが、正会員となることができない状況となっている。	С	-	商工会と商工会議所は、地域の商工業者の意見を集約して代表する組織性であり、それぞれの設置機能とは、所在する行政区域を活動による。そのため、ある地区に所在する行政区域を活動としている。そのため、ある地区に所在するでは認められていない。 市部村合併に中で生じた活動機能の行政区域との翻翻について、技術大場制と、関係する高工会及び商工会議所の分割のために対しては、現代法制と、関係する高工会及び商工会議所の合意によってそれぞれの関係の定数変更等を予して守好することが可能であり、一義的には、こうした当事者間における話し合いにより解決を図るべき問題である。 南工会は、俊弊・高齢化が深刻化する町村部において、地域内の商工業者を巡回相談指導するほか、地域社会の保全等のため、その特長を活の、地域コニューディ機等の大きの保全等のため、その特長を活の、地域コニュニーディを対して、かの活動を発電している。他の表述のような場所は、住民、企業のニーズが多様化する場所能において、地域全外の最後機能を養殖して、まちらくいなど地値会体で取り組む、活動・等を推進している。他の表述を表述されているまのまでは、またいないなどの表述を表述している。他の表述を表述している。他の表述を表述している。他の表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述されて、まちらくいなどの主体を表述を表述を表述を表述を表述されて、まちらないるといる。またいないるというないる。		0010010	<b>秋</b> 父市	埼玉県	轻涛産業省
110030	天然ガス利用に関する規制の 緩和	鉱山保安法 鉱山保安法施行規則			継川村温泉地区には温泉に混じって天然ガスが湧出しており、古くから炊事・暖屏等を天然ガス によりまかなってきた。村内に賦存する天然ガスの有効利用を図ることにより、省エネルギーや観 光資源・農林水産業資源として地域の産業活性化に費する。 具体的には、現代法では天然ガスを組織的に利用する場合。鉱山保安核括者の常設が必要で ある。有資格者の常設には多くの経費が必要であることから、ボイラー技士級程度の設備管理 ある。有資格者の常設には多くの経費が必要であることから、ボイラー技士級程度の設備管理 の常設に関心をことで、現在全球が設し、温度効果を高めていた天然が入そ、位ガスイの登機に まま用によりまか。 が表現では、日本のでは、日本の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の	D	-	鉱山保安法では、鉱山の保安に関する事項を結括管理させることを 目的として保安競技者を、また保安技技会を制体する保安管理者を、 それを大選任子会ことを整めている。また、最近保安技術技術 イルモナ選任子会ことを整めている。また、最近保安技術技術 イルモナ選任子会ことを表しません。また、最近保安技術技術 イルモナ選任子会に大きた。 ・ 中央の設定を持たしたる大学で以は高等専門学校において、鉱業に関す の理学又はエ中の競技を修めて乗り上者であって、鉱山の保安に関する展界に通算して3年以上従事した者であること等を定めている。 また同法では、保安競技者、保安管理者の選任のほか、鉱山にお ける性験を連続等るための活動については、鉱山の発頭、接続、越達 また同法では、保安技術者、保安管理者の選任のほか、鉱山にお ける性験を対象にある。 また同法では、総計の第一でいては、鉱山の発頭、接続、越等 を開発していて、総合性者を整質するために必要な対格を有 することが求めためで基準を整度するために必要な対格を有 することが求めたの言葉を記せすることを変かており、鉱山 保安法院が提開の第4条を設すされいて、その異体的な作 期間保にある。選集に関レて活動する可能技術がある。 相関なの選修を力には、鉱山におけるイザライン及びその開業的操作 はなの選修を力に、鉱山におけるイザライン及びその開業的操作 はなの選修を力に、鉱山におけるイザライン及びその開業的な作 はなの選修を力に、鉱山におけるイザライン及びその開業的な はなの選修を力に、鉱山におけるイザラインをびその開業的な はなの選修を力に、鉱山におけることは、できたました。 なま、鉱山における作業の維持管理作業について、鉱業権者を生体 とした適な保険が十分になった。とれているとれていて必要な なま、鉱山における作業の維持管理作業について、鉱業権者を生体 とした適な存在を整理体的が開業を とれたことなってきため とれたことなってきため とれたことなっている。 なま、鉱山における作業の維持を理性をことができる。 なる、鉱山における作業の維持を理性をことができる。 なる、鉱山における作業の維持を理性をことができる。 とれたるなどの経験が十分になっないよるとれたのとできる。 を持ちまり、は、現行法でも同じることができる。		0019010	鮭川村	山形県	经济產業省
110040	特許流通便連特区(第3者へ の実施計議を前距とする特許 申譲に関する特許科等の減 免)	特許法第109条 特許法第195条の2	特許料金については、原則同一語を徴 収することになっているが、例外として、 特許法では、「明力に乏しい者」のみに 対して減免措置を定めている。	現行の特許科等の滅免制度に、第3者への実 施許諾を前提に特許申請する場合にも適用を 拡大する。	現行の特許科等(審査手数料及び特許料)の減免制度に、第3者への実施許諾を前提に特許申請する場合にも適用を拡大する。 [無業理由] 特許には、開発した技術を独占的に維料者が使用できるという機能があるが、一方で、特許を他者に実施許諾すること、共通の知的效度として活用することが可能である。 しいしながら、現行制度では、排除的独占体の政策を目指す特許の利用形態と、第3者への実施許諾を行う場合との区別なく特許料等が課せられる。 そこで、第3者への実施許諾を制度とした特許申請を行う場合の手数料減免を行うことにより、アイデアはあるが資金力等の事情でアイデアの実現が困難な場の特許申請の意改を促進することできる。また、実施持続を受けるのことでも、成立のような特許が減ることで、既以い経済情勢の下、成年の特許技術を活用することにより、技術開発に至する時間とコントを大幅に削減できる。というない様ができる。 「代も財産】 特許申請の間に第3者への実施許諾意思を記載させることとし登録原簿に明示する。また、権特者に別者に実施する。実施、特権の対象が実施計算の申し込みを行った際に、権利者が対応しない(実施許諾しない)ような場合の不服申立制度を設ける。	С	-	諸州国には、本接筆に類似する制度として、他者に対して特許の実施 を許諾する用意があるという意思を含まするもかりに、その特許の種 ・ できまっている。 を計算するに対している。 ・ できまっている。 ・ できまっている。 ・ できまっている。 ・ できまっている。 ・ できまっている。 ・ できまっている。 ・ できまっている。 ・ できまっている。 ・ できまった。 ・ できまた。 ・ できまたまた。 ・ できまたまた。 ・ できまたまたまた。 ・ できまたまたまたまた。 ・ できまたまたまたまた。 ・ できまたまたまたまた。 ・ できまたまたまたまた。 ・ できまたまたまたまたまた。 ・ できまたまたまたまたまたまたまたまたまたまたまたまたまたまたまたまたまたまたまた		0027020	佐賀県	佐賀県	経済産業省
110050	知的障害者による家電品の手 分解によるリサイクル	特定家庭用機器再产 品化法	特定家庭用機器再商品化法の対象品 目として、エアコン、テレビ(プラウン管 式、ブラスマボ・液晶取り、冷蔵等)・冷凍 展、洗濯機・衣機乾燥機の4品目を定め ている。		(新しい事業の創出)現在、障害者の雇用拡大が叫ばれているが現状は少ない。特に知的障害者にとっては大変です。障害の特性を見るに家電製品等への手分解作業は機能の改善と違成感、意欲の高揚が自信となり自立への大きな動機付けどなる。地域環境にも優し、設備投資が少なく、小さな動産でも保事業をでは「機帯電話機能はアメタルの回収等に効率的です。リッイフルは上指定されていないオーディオやゲーム機の中のレアメラルは現在境立処分されて現在、実施にのあった時代は、大学の国際の場合があります。又、入所施設が30ヶ所あり、収集運搬業に保外を認め、他が仕事を出来るように関っています。実施にあたっては、安全な処理が確保されるよう配慮数します。	С	-	・事業所からの廃寮電収集等についての許可および当該収集等における手製料の機収については、環境者の回答を参照ください。 家電リサイクル法の4品目以外への対象拡大について、同法は、市同村による大意緊電の通正の国理競性と一般保集物機等指分・場合国の温温という事情等を増加に制定されており、資本の有効特別及製して、に関い、特定業務用機器として開始の対象として、こ世業の携帯電話がケーム機などは、後世家庭用機器の範囲を定めている同法第2条条項項の要件に当てはまるないため、同法の対象として指定することは困難であると考えられる。		0029010	茨城県手をついて、 東手をついて、 な特別は市手は、 が現場では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	茨城県	<b>経済産業省</b> 環境省

管理コード	要望事項 (事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・ 関係官庁
11006C	独立行政法人科学債の発行	独立行政法人通则法 第45条第5項	独立行政法人連則法第45条第5項に おいて、個別法に別段の定かある場 合を除金、表別品へ立及び機構発行す。 す。なお、独立行政法人産業技術総合 研究所法で、長年 が完成また、独立行政法人産業技術総合 のでのである。 について別段の定めはありません。	特段の定めがある場合を除くほか、長期借入金	つば南における独立行改法人(大学を含む)が一体となって、国策研究を行う資金を集めるため、同時に、日本の未来を担うポストドウ研究生活安定を図る基金を募るため、独立行改法人が認券会社との遺態の下に「料学機」を受行することを可能にする。 政府の成長機能に決定された。グリーンイバーションとライフイバーションの研究をつくば在 使の研究所・大学(以下、研究所育という)で成りを学げて研究するため、独自の資金領域をかけて、「サーターの研究をつくば在 はの研究所・大学(以下、研究所育という)で成りを学げて研究するため、独自の資金領域をかず す。「科学権」は、10年数、通きの機能で、14年学技術の研究成為が得られたとさい記書・元本領 のの投資であり、かつ、政府の元素を製造と体系相等では基本計画の)・一様観、リードニンとなる。 の投資であり、かつ、政府の元素を製造と体系相等では基本計画の)・一様観、リードニンとなる・大学研究所存を国に大学観けて始かすものである。かから研究所辞に対し、広く民間、個人、 制造してから見かった他、大学に対してある。かから研究所辞に対し、広く民間、個人、 制造してプロジンの上に成く検証を付い、ポストトク保護基金を設立し、ポストトクや岩平等研究者が、進 観してプロジンの上に成く検証を付い、よの生活がウーウンエアリングランチによって、バーマネ ント研究者と同等の生活所等・社会保険が得られるように支援する仕場が多つな場合で、「ペーマネ としていて、日空の下記と、国の地を考めついてはなく、国の独自に呼ばして、までした。 もれるよしているとで、研究所書は、国の地を考めついてはなく、国の独自に呼ばして、までした。 もれるよしているとで、研究所書は、国の地を考めついてはなく、国の独自に呼ばして、この ものうながりと表手の実施に下れた。シャンではなく国の動物に呼ばして、この ものうながりと表手の実施に下れた。少さを持ちるとは、2年末、研究機関の 関係のながりと表手の実施に下れた。少さを表生の表生にない、2年末、研究機関の 関係のながりと表手をの実施に下れた。1年の表生にない、2年末、研究機関の 関係のながりと表手の実施に下れた。2年では、2年では、2年では、2年では、2年では、2年では、2年では、2年では、	С	-	独立行政法人産業技術総合研究所は、基礎的な研究と開発的な研究と関発的な研究と関係をつなく構造、研究等、収益を主むまでによれ、明確を要する 関から、配当・元本保証を有差と行っております。そのよう以等等性 関から、配当・元本保証を有差として関格を発行することは適当では ないと考えられます。	フィス実現プロ	0035010	国家戦略つく はオフィス実 現委員会	茨城県	総務務 4 年 4 年 4 年 4 年 4 年 4 年 4 年 4 年 4 年 4
110070	審付金と反対輸付及び利益相 反にかかわる規制議和	-		・複数機関に対して同じ目的で寄付が行われた 場合 の双方を満たす場合にのみ、研究開発の目的 を限定し、かつ研究開発成果の情報を対価とし うる寄付用の接続 がある機関の がある機関の がある機関の がある機関の がある機関の がある機関の がある機関の がある機関の がある機関の がある機関の がある機関の がある機関の がある機関の がある機関の がある機関の がある機関の がある機関の がある機関の がある機関の がある がある がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 が	審付を行った側))。  「海付金売用いた研究開発の目的を定めることが出来る。(国に対する審付、あるいは指定審付 金のイン) はのイン)、14の間に限り、研究成果にかわる情報を審付行為の対価として独占的に得る とした出来る。(刃始付にかわる規制の緩和) 審付を受けた側 研究開発に関する利益相反ガイドラインを大幅に維和する。(反対給付にかかわる考え方、利益	D	-	経済産業会所管の独立行政法人産業技術総合研究所では、研究開 発に関する「報告相反マネージメントのための実施課程」及び「希付金 等受入規則」を自に登場へ別しております。 着付金等吸入規則においては、特許権の協議などの反対給付を求め ないことを削遅し、目的を限定した場合付と集件を付した者付が開始 されてよります。 提案にある研究開発成果に関する情報の提供などを反対給付と扱う かどうみよう。 たります。 に関する情報の提供などを反対給付と扱う かどうみよう。 に対していては、見重しも含め、検討していてものと承知し でおります。	国家戦略 つくばメ フィス実現プロ ジェクト	0035030	国家戦略つく ばオフィス実 現委員会	茨城県	外務省 科男外在 等省 有

管理コード	要望事項 (事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提集理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・ 関係官庁
11008/	地域団体商標登録制度の出 融要件の緩和	商標法第7条の2の	人格を有すること、その団体の構成員が 使用する商標であること、団体に加入の 自由が法的に担保されていることを要す。 す	特色ある地域づくりのため、地域団体商標登録 制度を活用して、地域資源を開催して登録し、 その地域資源をプランド化していく場合において よの自然を関係して重視が、最近協会等が、 出版となること。17、重要が開放。20世 を可能とする。【機構法第7条の2の機和】	地方が、特色ある地域づくいのため、他地域との差別化な図ることは非常に重要であり、その一 手法として「地域・アンドンの副出や場形をしたが全面を地で展開されている。 カーの場合とは対する。となり、 カーの場合とは、 カーの場合とは、 本人、 を対して、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は	C		1. 地域団体商標制度は、際情の登録要件を緩和し、地域ブランドの信用を保証し、扱が国の産業競争の力の強化と地域経済の活化を図れる場合である。  成者と、地域の体高性である。  の情報と上、地名と商品名からなる文字商橋は、一事来者による独占の高層提上、地名と商品名からなる文字商橋は、一事来者による独占の企業を受ける。  の情報と上、地名と商品名からなる文字商橋は、一事来者による独占の企業を受ける。  の事務に係る局点とは役骸である。ことを認識することができることが、一般な団体の機能ができる。  2. 地域団体商機制度においては、地域ブランチの信用の分配質の介し、地域団体商機制度においては、地域ブランチの信用の必要が必要をあることが表しまる。  2. 地域団体商機制度においても、砂か的で高級の面積とおいては、表来される影明性の程度が、温をの面積とでは、ままなれる影明性の程度が、温をの面積といまれては、と、表をよれる影明性の程度が、温をの面積とおいては、表をは、のでは、表をは、のでは、表をは、のでは、表をは、のでは、表をは、のでは、表をは、表をは、のでは、と、のでは、表をは、のでは、表をは、のでは、、と、のでは、表をは、のでは、、と、のでは、表をは、のでは、、のでは、のでは、、のでは、のでは、、のでは、のでは、、と、のでは、、のでは、		0040010	高槻市	大阪府	経済産業省

管理コード	要望事項 (事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・ 関係官庁
110090	企業立物促進法に係る包括 的な規制緩和	企業立地の促進等に よる独域の形式を打る度 性化に関する法律 第1位をは、第4条 工場立地法、第3条 森林法、第5条	近来立地促進法第10条の規定に基づき、同法に基づく基本計画において重	に無外法に差 Jへ終地規制を裁相 9 る。	顕例け存款による。複数の規制を一括して緩和することで、地域の特性・強みをいかした地域産 寒の活性化を目前す。 県政的には、企業立地促進法に基づる基本計画を策定した自治体において、条例を定めた場 会、子の通用に数は重色促進区域)の緑地規制緩和は工場立地法に限らず、森林法等において もその対象とする。 提案理論・ 本市においては、企業立地促進法に基づ条例を制定し、工場立地法で定められている緑地面 積率20%以上に対し、緑砂面積率を10%以上に緩和している。 技により立てもれた地域森林計画の対象を月本地は事の許可を受けなければ開 乗することは出来ず、許可基準となる森林率は最ね25%以上でなければならず、企業立地促進 は、より工場が出途の特勢がなされ場を指する。 は、より工場が出途の特勢がなされ場を指する。 は、より工場が出途の特勢がなされませる。 は、おり工場が出途の特勢がなされませる。 は、日本地域を対している。 は、日本地域を対しませた。 は、日本地域を対しまたため、 は、日本地域を対しまたた。 は、日本地域を対しまたたた。 は、日本地域を対しまたたた。 は、日本地域を対しまたたた。 は、日本地域を対しまたたた。 は、日本地域を対しまたたた。 は、日本地域を対しまたたた。 は、日本地域を対しまたたまたまたたまたまたまたまたまたまたまたまたまたまたまたまたまたまたまた	D	-	森林法の林地開発許可における残置する森林の割合については、林 野庁長官追加による都道府県への技術的助賞を行っているが、規制 の趣旨を踏まえて都道府県が弾力的に連用することは可能である。		0042010	古河市	茨城県	農林水産省経済産業省
110101	ハイケ製連企業・研究機関等 に係る法人教等の発展開業 に係る法人教等の発展開業 の提出、国研究党皇等の優先 役入	企業立地の応送等に よる地域における企 生業集積のが収及び活 性化に関する法律	企業の国際的な競争力維持のため、企業立地促進法など各名ごと「個別の法 体に基づく支援措置を実施。	[具体的内容] ① 国の研究開発予算に係る重点配分	①現状 接が国の床長戦略上重要なバイオ産業を振興し、国際的バイオクラスターを形成していためには、国家戦略として、ボテンシャルの高い地域に、バイオ関連企業や研究機関生集積させ、世界から優秀な研究者・人材を呼び込み、次々とイバーンコンを記さり環境でいか必要。 人工大阪・彩都医は技が国际100 パイオウラスターとの接手に関も抜いていてからには、内外から成者が見込めら先進バイオ医薬や医療機能機能を基金・研究機関や無軽を一般でしている変がある。 「おきないない」というない。「おりない」というない。「おりない」というない。「はいっぱい」といっぱい。「はいっぱい」というない。「はいっぱい」というない。「はいっぱい」というない。「はいっぱい」というない。「はいっぱい」というない。「はいっぱい」というない。「はいっぱい」というない。「はいっぱい」というない。「はいっぱい」というない。「はいっぱい」というない。「はいっぱい」というない。「はいっぱい」というない。「はいっぱい」というない。「はいっぱい」というない。「はいっぱい」というない。「はいっぱい」というない。「はいっぱい」といいましていまするい。「はいっぱい」といいましていまする。「はいっぱい」といいましていまする。「はいっぱい」といいましていまする。「はいっぱい」といいましていまする。「はいっぱい」といいましていまりまするい。「はいっぱい」といいましていまするい。「はいっぱい」といいはいまりまする。「はいっぱい」といいましていまりまする。「はいっぱい」といいましていまりまする。「はいっぱい」といいましていまりまする。「はいっぱい」といいましていまりまする。「はいっぱい」といいましていまりまする。「はいっぱい」といいましていまりまする。「はいっぱい。「はいいっぱい。「はいいっぱい。「はいっぱい。「はいっぱい。「はいっぱい。「はいっぱい。「はいいっぱ	z	-	バイオなど多くの最先期間質の無償である原産品や医療機能は、日本の基礎技術が上級である。 本の基礎技術が上級でまた。、2008年に対象では、2008年に、2008年である。 特にバイオ医療品は研究開発のより外環胞的に関サントの表しているため、 移にバイオ医療のは砂酸性のよりでは、2008年である。 は、2008年である。 株にアリストのは、2008年である。 をは、2008年である。 は、2008年である。	ターの創生・先進 医療等の開発促	0043010	大阪府	大阪府	原生労働省経済産業省
110102	バイナ関連企業・研究機関等 に係る系、投等の軽減措置 の創設、国研究資金等の優先 投入	企業立地の促進等に よる地域における産業集積の形成の式活 性化に関する法律	企業の国際的な競争力維持のため、企業立地促進法など各名ごとに個別の法 体に基づく支援措置を実施。	[具体的内容] ② 法人関係税等の軽減免除	□ 現状  表が国の成長戦略上重要なバイオ産業を振興し、国際的バイオクラスターを形成していくために は、国家製物として、ポテンットルの高い地域に、バイラ 間違企業や研究機関で集積させ、世界 が表した。	z	-	ハイカエン多くの悪土指揮がの集積である原産品や原表開発は、日本の基础またみ高、大き、高地では、計画を含まっている。大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大	ターの創生・先進 医療等の開発促	0043011	大阪府	大阪府	級張省 財務省 財務 理生學働省 経済産業省

管理コード	要望事項 (事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・ 関係官庁
110110	バイオペンチャー・中小医療 機器企業に対する投資便差 税制の制度	\$L	-	製薬企業等研究開発型企業の幅広い研究開発 促進とバイベンデャー等への投資促進税制 の創設	①現状 世界の裏面企業は、開発競争に勝ち抜くため、自社での研究開発に加え、有望なシーズを持った パイオペンチャーに投資し、研究開発・新展開発のスピードアップを進かている。(現状は、製薬 企業が場外の有望ペンチャーに相欠いで出資・買収を進かている)。 一方、国内ハイオペンチャーは、セッバイ製なシーズがあっても、開発・製品化までの期間が長 いため、研究開発費用の設建が困難な状況が続いている。(他国に比べ投資による資金確保が 進まない) 製工企業が自然では、一般では、現象しのインセンティブ(研究開発促進税料: 製工企業等が自社で研究開発投資を行う際には、現象しのインセンティブ(研究開発促進税料: 製工企業等が自分での設建法人税かの設建企業があるものの、製工企業等が国内のバイオペン テャーに研究開発目的で改資する場合にはお刺しのインセンテブがない。 3解決策 製工企業等がバイオペンチャー・中小医療提際企業等に研究開発目的で投資を行う場合に、自 社の研究開発投資の際適用される研究開発促進税制に、投資額の一定率の部を法人税から指導する企と新たな税が自動能する。 から性等する企と新たな税が自動能する。 パイオペンチャーの原表を促進するとして、 パイオペンチャーの原表を促進するとして、 ポープすることが所で表が重めまります。 プイオとことが解析できる。また、パイオペンチャーの原表を促進するともに、 近い国際影響を記述される場が関の製造企業等の研究開発と製品化を促進・エピードアッ プネことが解析できる。また、パイナの開発を対象の関係と関係の関末に関係体制の連体にもつながら、 の強化にもつながり、国内での投資促進とあわせ、知財、人材の流出防止にもつながる。	z	-	企業がベンチャー企業等へ試験研究を委託する場合には、この受託 者に対して支払う費用は研究開発税制上の試験研究像として認められるため、これを活用する方法があると開発している。 財制上の帰還については政務機能調査会において一元的に税制上の指置を総計する仕組かとしている方法、政策税制の導入の是非については、政策的時間を制金ではから必要がある。その際、我制については、公平「透明」が制力の原則に削っているかという親点から検討される。 記念は、都会体的相談については、ゼロペースから、意味をある。 さらに、都会体的相談については、イロペースから、関注等のようなと思い、は、「は、イロペースから重性、整理をある。 さらに、都会体的相談については、この基本方が自動性に関い「企業を活用した数単に関い」で、 を対象と専門「企業等については、この基本方が自動性に関い」で、 理性「有効性」「相当性」の基準に従って検討する必要があると理解 している。 なお、日本の法人税制は総合課税であるため、株式投資機益は他の 法人所得と通算できることから、投資時点において開金等人等の特 股の指置とすることは転制の体系上難しい面があると来知している。	国際バイオクラス ターの前生・先進 医療等の開発促 進	0043020	大阪府		財務省 労働 名 経 済 産 来 名
110120	良好な周辺環境を有する地区 における工場工地法による生 是施設電視率基準の緩和	工場立地法第4条第 1項 工場立地に関する準 則第1条 別表第1	工場立地広に至り、工場立地に関する	工場立地法の趣管に反しないことが明らかな地域においては、工場立地法による生産施設部 標率について、建載率の範囲内での被乗を求める。	①現状 バイイ分野の開発・製品化には研究開発と生産施設の投資に膨大な資用が必要、景気が低速を 続ける中、投資をする企業にとって、土地に係るコストの保護は重要なファクターであが、工場 またが出て通りでは重な地に関する時期においては、工場の生産施設の開催、生産施設の敷地に ファルをはよるが、は重な地に関する時期においては、工場の生産施設の開発、生産施設の敷地に ファットの場合とは、大型を企業を受ける。 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	D	-	湖指線のバイオ関連産業については、「その他の製造業種」に該当するケースが多いと考えられ、その場合生産施防部種率の上限は85%となる。そのため、一般的には、御提案の内容については現行制度の範囲でも対応が可能と考えられる。	国際バイオクラス ターの創生・先進 医食等の開発促 進	0043030	大阪府	大阪府	経済産業省
110131	急速充電設備の特別償却制度等の翻設	租税特別措置法第15条0202、42条の5、68条的目令第5条の640日今第5条の40日本7条の5、39条の640日本6年的5、39条の7、20条の2、20条の2、20条の2、20条の2、20条の3、20条の3、20条の3、20条の3、20条の3、20条03、20~20~20~20~20~20~20~20~20~20~20~20~20~2	電気自動車の燃料等供給設備につい て、固定資産税の課税標準の特例措置 (最初の3年間2/3)を適用。	一般利用者用の5火炸電設備に係る設置費について、特別傷部制度又は我超距除制度を翻設 で、特別傷部制度又は我超距除制度を翻設 電施設)に係る特別措置、投票固定資度股の 河抵克、及び、特例措置に係る固定資度股の 減免に対する地方財政措置を求める。 【具体的内容】 () 法人权の特別價却制度又は稅額控除制 度	①現状 別名のEVの連行 距離は、市販車で80km程度であり、一回の充電での長距離利用は、風難なが まったり、上中で、EVの普及を図るためには、急速支電設備の設置箇所を増やすことが不可欠だ が、公共のみの設置には限界があり、利便性等で不十分。一方で、民間事業者による設置も進 と問題と 急速光電設備の設置コストが高く(約500万~1千万円)、現在のEVの合数では、集客や理金に よる設置党金の回収も関連、そのため、民間事業者による設置が進まない。 3期以業 が必要を実施機会を受け、一般である。 は、日本の大学金の関連を収集を使うして、EVの大学を受け、一般である。 なら、限定責度税の減免による地元市内の税収減に対しては、国による財政支援を関係を なった。なら、限定責度税の減免による地元市内の税収減に対しては、国による財政支援を選がした。 大力による地元市民での企業を扱いまる地元市民で、EVでも安心して走ることが出来る環境が整備でき、 民間事業者による急速充電設備の設置で、EVでも安心して走ることが出来る環境が整備でき、 との上で、都市都でのEVの普及とガソリン準高数の低減化、都市モビリティの低炭素化が 図られる。	z	-	税制上の指置については政府税制調査会において一元的に税制上 の指置を終計する仕組かとしているかめ、高速税制の多の発導に のでいては、税拠の始終れで統計する必要がある。その限、税制については、公平1「透明」が納得」の原則に則っているかという観点から検討 さわる。 さらに、租税特別措置については、ゼロペースから夏度、財産の公 な行動を活用した政策については、この基本方針の趣質に則り、「合 域性し、有效性に対していては、この基本方針の趣質に則り、「合 が提性し、有效性に対していては、この基本方針の趣質に則り、「合 が提性し、有效性に対していては、この基本方針の趣質に関い、ここした観点から、充電設備に対する税制措置について、現行措置に加え、更なる税制措置を設けることや日本を生で充電管機の整備が きるうとしているの数状と指定ま、特定地域で実施する企の趣能、規格 もうとしているの数状と指定ま、特定地域で実施するこの趣能、規格 はある効果や影響などについて、規模業主体と意見交換等させていた に必要があると理解している。	EV等の導入や開連 発促進による関連 産業の育成	0043040	大阪府	大阪府	総財務国境 省省業達 省省業連 省

管理コード	要望事項 (事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・ 関係官庁
110132	急速充電設備の特別償却制 度等の創設	租税特別措置法第10 年の2022、42条の5、 10年度の5、10年度の5、10年度の10日本語庁令第15条の40 日本語庁令第15条の40 40日末年の40日本語・10日本	電気自動車の燃料等供給設備につい て、固定資産的の課税標本の特勢措置 (級初の3年間2/3)を適用。	一般利用者用のEV完整設備に係る設置費に いて、特別信却確定又は終起控除制度を創設 する。また、低公業者の燃料供給設備(電気表 電施設)に係る所得性 保守師受資度税2/ の拡充。及び、特例措置(保存協定資度税2 環免に対する地方財政措置を求める (夏 個定資産税の免除及びこれに伴う市町村 の税収減に対する財政支援	のでいない。 ②問題点 のまさでも後のも第一フレイタ//から00下 まて下田) 思さのロバックをでは、作名の思	Z	-	税制上の措置については政府税制課金金(こおいて一元的)に税制上の措置を検討する社場Aとしているため、政策規制の導入の是非については、税の機制を検討する性場かとしているため、政策規制の導入の是非にてはて、本年の計画を制度が表す。その意思を表する。その意思を表する。その意思を表する。その意思を表する。そのため、御世家のようさい、は、七年の人のような規制を活用した政策については、この基本方針の虚智に明り、行る規制を「有効性」の指して、対している。この基本方針の虚智に明り、行る規制を「有効性」の指して、対して、おり、この主な対象を定期による規制とでは、対している。  「こうして組合から、充電技術に対する税制措置について、現行措置に加え、更なる税制措置を設けることや日本全土で常証機の影像がある。その意思を表する税制措置といて、現行措置にある。更はる税制措置を設けることや日本全土で常証機の影像がある税制を表する税制を表する税制措置といいて、規模案主体と意見交換等させていたく必要があると理解している。	発促進による関連 産業の育成	0043041	大阪府	大阪府	総務省 経済産業省 国土交通省 環境省
110140	都市部における中小企業者の 太陽光光電海入構動の規模 安件(10KW以上)の報修	新エネルギー等導入 加速化支援労策費補 助金交付委舗	新エネルギー等導入加速化支援対策費 構動強のうち。新エネルギー等事業者 支援対策を開発を設定の支援、支援制 を開発を開発を設定の支援、支援制 環(報節率等から限の支援、支援制 を関(報節率等から限りに対き接上でして、大陽光秀電 活動の支援・関係では、大陽光秀電 については、500k以上、領入者が中小 企業の場合、開発での導入の場合等に ついては、500k以至特集和)の規模要件 等を設けている。	都市部の中小企業者が出力10kW未満の太陽 光発電を導入する場合でも補助対象となるよ う、補助要件の機能を求める。	① 理状 大都市圏における太陽光発電の普及には、事業者による設置促進が不可々だが、中小企業者 が太陽光影電を導入する際の種助の業件は、出力10 MV以上(バネル面積が75 平末程度必 要)となっていることから、一定規模の設置面積が不可欠。 2 問題点 中小企業(事業所数317周世の多くは都市部に立地しているため、事業所の面積は小さく、太陽 大条電の補助を得るからいる姿の直積を確保するとの行間後、20つまが、太陽光発電の音及が進まない要因の一つどなっている。 3 開発器の小の金素が大海光・パネルを設置する際にも精助金が活用できるよう、都市部に限定した上で新エネルギー等事業者支援対策事業における中小企業の補助基準(太陽光発電の 10 KW以上)を接張し、一般家庭と同じ条件とする。 4 効果 中小企業の太陽光発電の電気が進まだ。大都市間での新エネルギー活用が加速し、 佐泉素化が可能となる。また、住宅用に加え、都市面の事業所という市場の拡大も期待できる。	z	-	・これまで、本補助制度では、太陽光発電事業の拡大を図ることを目 的として、一定規模以上の水陽光発電事業に対して補助を行っている。 ころに類則として着計分の収以上、中心全量については利力には似 以上)。 現在、経済産業省では導入拡大を図るための方葉として、再生可能 エネルギーの全量買取制度の拡充を検討しており、幅広(差見募集を 行っている。 ・今回、小規模事業所等への支援を実施すべき、とのご差見を頂いた が、子童買取制度」の額論と併せて、支援制度全体について検討し で表いりたい。		0043070	大阪府 大阪市	大阪府	经济産業省
110151	グローバル企業の国際結結 本部等に係る近人税等の軽 滅措置、助成制度の翻設	なし	-	法人関係税の軽減免除を求める。 【具体的内容】	3 現状  国際ビジネス拠点をめぐる世界的な都市間競争の中で、アジアの他都市が有するような強力なインセンティブを持っていないか。企業の中枢機能を立地させることができず、グローバル企業 2 問題点 2 問題点 2 問題点 2 である。 では、1 では、1 では、1 では、1 では、1 では、1 では、1 では、1	z	-	世界的な企業誘致競争が激化する中、我が国も制度改革等により事業環境を大幅に改善し、高行加価値を創出する多国額企業のアシア 地域機能無点で研究所接触点等を積極的に呼び込むことは重要な こうした規則から 様々な呼び込みしてレンティプについ、現在経済産業をの審議会で議論が行われているところであり、今後、必要な政策手段については政府税制調査会において一元的に税制しの措置については政府税制調査会において一元的に税制したが、日本の場合の場合を対しているとか、政策説制の場入の場とのでは、日本の場合の場合を指令の場合の場合を対している。といるかという規則があるというに、知税制制度については、セロースのから見し、受害合理化を進めるとの方針が明らかにされている。その方の、機能に対しているが、日本の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人	外国企業の拠点 立地促進等による マペアピペラスの	0043080	大阪府	大阪府	经济産業省

管理コード	要望事項 (事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提業理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの捜楽に対する回答	ブロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・ 関係官庁
110152	グローバル企業の国際統括 本部等に係る法人状等の軽 滅措置、助成制度の創設	\$L	-	グローバル企業のアジアの国際統括本部等の 集積を図るため、予算の重点配分、思い切った 法人関係税の軽減免除を求める。 【具体的内容】 ② 法人関係税等の軽減免除	3 現状  国際ビジネス拠点をめぐる世界的な都市間競争の中で、アジアの他都市が有するような強力なインセンティブを持っていないか。企業の中枢機能を立地させることができず、グローバル企業  のアジア拠点等は日本からアジアの他都市に選出。  2 問題点  2 問題点  2 問題点  2 できる立地支援線(地方形法第6条不均・課权、誘致補助金)ジャだでは、アジアの他都市とのスト差(人件業、土地代等)が大きいこともあり、地方自治体レベルで提供 できる立地支援線(地方形法第6条不均・課权、誘致補助金)ジャだでは、アジアの他都市とのインセンティブの差型あることは下可能。  3 解決策・加企業の立地保証を図るため、国の研究開発に係る助成金等手事の重点配分の特別 計畫を制むいうによれ、関係科学の報義を発を深は、また、不動産取得税を免除した態の地元 自治体の税収減に対しては、国による財政支援を関いられたい。	z	-	世界的な企業誘致競争が激化する中、党が国も制度改革等により事業環境を大幅に改善し、各付加価能を創出する多国籍企業のアジア 実施を表する。 (本) は、 (	外国企業の拠点 立地促進等による アジアビジネスの 強化	0043081	大阪府	大阪府	総務省 財務省 経済産業省
110153	グローバル企業の国際統括 本部等に係る法人税等の軽 滅措置、助成制度の創設	なし	-	【具体的内容】	3 現状  国際ビジネス拠点をかぐる世界的な都市間競争の中で、アジアの他都市が有するような強力なインセンティブを持っていないため、企業の中枢機能を立地させることができず、グローバル企業  2 問題点  2 問題点  できる立地支援策(地方形法所の企業を)が大きいこともあり、地方自治体レベルで提供 できる立地支援策(地方形法所の条不均・環状、誘致補助金)だけでは、アジアの他都市とのインセンティブを進めることは不可能。  3 解決策  1 第 2 次第 2 から 2 に対するである。 1 できるから、第 2 から 2 を 2 を 2 を 2 を 2 を 2 を 2 を 2 を 2 を 2	z	-	世界的な企業誘致競争が激化する中、我が国も制度改革等により事業環境を大幅に改善し、条付加価能を創出する多国路企業のアジア地域統計級系・研究開発製品等を積極的に呼び込むことは重要なこうした報告が、集をな呼び込みでからなことは重要なこうした報告が、集をな呼び込みでした。こうした報告が、まないでは、ま	外国企業の拠点 立地促進等による アジアビジネスの 強化	0043082	大阪府	大阪府	級務省 軽済産業省
110161	中小企業者の省CO2促進支 援制度の創設	なし	中小企業等のCO2削減努力を後押しするため、中小企業等が行った排出削減 に向けた取組を辞信し、売却を可能とするで調内プレンツ・制度」を2008年の1 0月から美施。	DATE I THEN I A MAIN A CT	さらには、削減されたCO2排出量は、カーボンオフセット制度により必要とする企業等に売却することも可能であるが、購入企業は購入価格を法人税の算定において損金算入できないことから、企業の購入業欲を低下させている。	z	-	中小企業等のCO2制減努力を後期!するため、中小企業等が行った 排出削減に向けた取録を評価、売起で可能とす。国内のシット 度」を2008年10月から開始し、中小企業等の排出削減の推進を 超方にも。 経済産業をしては、同制度のより一層の推進を図るために、同制度 の活用が場所を含む。中小企業等を対象に、排出制調がヤシットルの の活用が場所を含む。 は、同期の一部では多の支援 まで、国内カリントの取引に係るは、共和の事をしついては、変勢 が開催で表れている。 なお、税制上の措置については政府税制調査会において一元的に税 制上の措置を検討する仕組みとしているため、政策労制の導入の是 コンドは「公平」を明月 1時頃、回廊削に削っているかという報点から 検討される。 さらに、租税特別措置については政府税制調査会において一元的に税 制上の対置を検討する仕組みとしているため、政策労制の導入の是 といるため、対策が制の場合のという観点から 検討される。 さらに、租税特別措置については、ロベースから見、競量の を被制を高のからが対象にかいては対し、のでは、のでは、対象に を対象を必要があると可能 な材制を消用に対象については、この基本方針の観を目れる。 さらに、租税特別措置については、この基本方針の観を目れる。 な材制を消用しているがこれでは、この基本方針の観を目れる。 な材制を消用しているがこれでは、この基本方針の観を目れる。 は対象によって、は、この基本方針の観をに対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に	低CO2技術普及 拡大による低炭素	0043240	大阪府	大阪府	総務省 業 養 環 境 省
110162	中小企業者の省CO2促進支 援制度の創設	なし	中小企業等のCO2削減努力を後押しす るため、中小企業等が行った排出削減 に向けた取組を搭載し、非知を可能とす る場所のよう・制度」を2008年の1 の月から実施。	中小企業者の年CO2保進支援制度を創設し 財政上・税制上の支援を行う オフセルカーボン等を購入した企業に購入費 用の税役益措置を選じる。 【異体的内容】 ② 中小企業者の省CO2保進支援制度(税 制上の措置)	また、個々の排出実態は多種多様にわたり、適切な低炭素にの設備が量産化されておらず、設 置コストが前高となっていることが設備導入促進の限害要因となっている。 さらには、削減された202排は量は、カーボンオフセット制度により必要とする企業等に売却す ることも可能であるが、購入企業は購入価格を法人税の算定において損金算入できないことか こ。なった場、多数を体下させい。	z	-	中小企業等のCO2利減努力を接押しずるため、中小企業等が行った 排出削減に向けた取録を評価し、売起で可能とす。国内のシット制 度」を2008年10月から開始し、中小企業等の排出削減の推進を 超子度等、2008年10月から開始し、中小企業等の排出削減の推進を 超子度等、2008年10月から開始し、中小企業等の排出削減の推進を 超子度等、2008年10日から企業等を対象し、排出削減水デンシャルの の無い計画が企業を対象し、排出削減水デンシャルの の無い計画が企業と計画の審量にかかる費用の一部支援等の支援 排置を、国内ハシットの取引に係るは人民の取扱いについては、皮部 が明確においている。 なお、税制上の開電については政府税制整金において一元的に税 制止の間置を終する社組みといいもから、2008年の第4の第4の集入の おいては「公平」で観測・指針の表が表がある。その際、税制に ついては「公平」で観測・指針の手が出来が必要がある。との 検討される。 もお、税制を開催については、ゼロペースから見直し、整理合理 化を進めるとの分割が明らかにされている。のため、砂球を を対しては、根別の枠組をは、セロペースから見直し、整理合理 化を進めるとの分割が明らかにされている。このまた対象の機能に別り、10年 を対象が高速については、ゼロペースから見直し、整理合理 化を進めるとの分割が明らかにされている。このまた対象の機能に別り、10年 を対象が高速については、ゼロペースから見直し、整理合理 化を進めるとの分割が明らかにされている。このまた対象の機能に別り、10年 と対象が高が出来がまたが、2008年のよりに対象があると連絡 している。	低CO2技術普及 拡大による低炭素	0043241	大阪府	大阪府	総務省 財務省 経済産業 環境省

管理コード	要望事項 (事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提業理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府界	制度の所管・ 関係官庁
110171	大規模コンペンション運営に 対する優遇税制、資金支援制 度の創設	なし	-	コンペンション・夏本市の古ち上げに対する特別 制度の間限、参加・出展費用の主人場の取扱 開発なる場合である。 ション・夏本市参加のための経費の一部補助な どの実施 【具体的内容】 ① 立ち上げに対する補助制度	②問題点 わが国では国家戦略としてのコンベンション・見本市戦略の視点が乏しく、十分なインセンティブ	Z	-	経済産業省では、中小企業の販路開拓や事業化支援を目的として、 展次の開催や出農に対する精助等、コーベンションや見本市の開催に同け支援が可能な措置を測しているところ。 なお、税制上の措置については政府税制開発会において一元的に対 り、は、税間の枠組制で総対する必要がある。その際、税制 り、に対しては、税間の枠組みで総対する必要がある。その際、税制 り、に対しては、税間の枠組みで総対する必要がある。その際、税制 はおいては、規制の料理が、関係に同じているとのという機会から はおい、相談特別措置については、ゼロペースから見重し、整理を はおい、相談特別措置については、ゼロペースから見重し、整理を が表現した。 が表現した。 が表現した。 ・ 相談特別措置については、での基本方針の趣旨に則り、「合 理性」「有効性」「相当性」の基準に従って検討する必要があると理解 している。	・国際コンベンショ ン都市の創出	0043300	大阪府	大阪府	经济産業省 国土交通省
110172	大規模コンペンション運営に 対する侵遇税制、資金支援制 度の創設	なし	-	コンペンション・見本市の立ち上げ二対する補助 制度の創設、参加・出展費用の法人税の投版 世際など、保制上の整遇・中小企業等のコンペン となった。 とった。 となった。 とる。 とる。 となった。 と。 とる。 とな。 とる。 とる。 とる。 と。 とる。 と。 と。 と。 と。 と。 と。 と。 と。 と。 と。 と。 と。 と。	②問題点 わが国では国家戦略としてのコンベンション・見本市戦略の視点が乏しく、十分なインセンティブ	Z	-	経済産業省では、中小企業の販路開拓や事業化支援を目的として、展示会の開催や出展に対する補助等、コンペンションや見本市の開催に同けて支援が可能な指置を測しているところ。 なお、我朝上の指置にコンドは政府投制課金会において一元かけ、財制上の指置を持ずする仕組みといてもなか。改策教制の導入の差別については、お別の枠組みで検討する必要がある。その際、税制については、私の活力・選明に関いでは、の場所に関いては、税間の枠組みで検討する必要がある。その際、税制にはおいる。特別・12週間、計画では、原則に関いているかという観点が、経済される。特別計画については、ゼロペースから見渡し、整理合理(される。参考があた財命)がこれでは、そのたみのようかおり場合いては、この基本方針の施育に則り、「合理性」「有効性」「相当性」の基準に従って検討する必要があると理解している。	国際コンペンション都市の創出	0043301	大阪府	大阪府	財務省経済産業省国土交通省
110173	大規模コンベンション運営に 対する侵遇税制、資金支援制 度の創設	な <b>し</b>	-	コンベンション・見本市の立ち上げに対する結戦 制度の制度、参加・出産費用の法人税の税額 控除など税制上の優遇、中小企業等のコンベン ション・見本市参加のための経費の一部補助な どの実施 【具体的内容】 ③ 参加のための経費の一部補助	②問題点 わが国では国家戦略としてのコンペンション・見本市戦略の視点が乏しく、十分なインセンティブ	z	-	経済産業省では、中小企業の販路開拓や事業化支援を目的として、展示会の開催や出展に対する補助等、コンペンションや見本市の開催に向けた支援が可能な指置を通じているところ。 なお、税制上の指置については政府税制調査会において一元的に税制上の指置を検討する仕組みとしているため、政策税制の承入の差 計については、建設の存储から報告する必要がある。その数、税制 がについては、建設の存储から報告する必要がある。その数、役割を 検討される。その数、役割を 検討される。その数、役割を 検討される。その数、役割を 検討される。そのないのでは、このも不力等の最近、整理合理 化を進めるとの方針が明らかにされている。そのため、御護変のよう な税制を活用した政策については、この基本方針の量に別明、行る 現性」「有効性」「相当性」の基準に従って検討する必要があると理解 している。	国際コンペンション都市の割出	0043302	大阪府	大阪府	经济産業省 国土交通省